

第 2 次

吉賀町男女共同参画計画

平成 30 年 2 月

吉賀町

目次	項
第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の性格	2
4 計画の期間	2
第2章 計画の基本的な考え方	
1 吉賀町が目指す男女共同参画	3
2 計画の基本目標	3
3 施策の体系	5
第3章 具体的な取組	
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成	6
重点目標1 地域における慣行の見直しと意識の改革	
重点目標2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進	9
重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成	
重点目標4 ワーク・ライフ・バランスの取組支援	
基本目標Ⅲ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現	12
重点目標5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	
重点目標6 職場における男女共同参画の推進	
重点目標7 地域・農山村等における男女共同参画の推進	
基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立	18
重点目標8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	
重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	
第4章 計画の推進	
1 町を挙げての取組	22
2 庁内推進体制の充実	22
3 関係機関、民間団体との連携	22
4 計画の進行管理	22
5 数値目標	23
【参考資料】	
・ 吉賀町男女共同参画計画策定委員名簿	25
・ 吉賀町男女共同参画推進庁内会議名簿	25
・ 吉賀町男女共同参画計画策定委員会事務局名簿	25
・ 吉賀町男女共同参画計画策定経過	26
・ 男女共同参画社会基本法	27
・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	34
・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	44
・ 島根県男女共同参画推進条例	57

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成11年6月に、社会のあらゆる分野における男女共同参画への取組を総合的に推進していくことを目的に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。その中では、市町村の役割について“当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない”と明記されています。

吉賀町では、平成22年3月に「吉賀町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

その結果、男女共同参画への理解は少しずつ広がってきていますが、一方で固定的な性別役割分担意識も根強く残っており、女性に対する暴力もなくなっておりません。

また、長時間労働により仕事と生活の調和を図ることが難しい実態があるなど、解決すべき新たな課題もでてきています。

少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した現代社会において、性別に関わりなく、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

社会の変化やそれに伴って生じる課題、そしてこれまでの吉賀町での取組等を踏まえ「第2次吉賀町男女共同参画計画」を策定し、引き続き総合的、計画的に施策を展開していきます。

2 計画策定の背景

(1) 国の動き

平成28年4月、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」）が10年間の時限立法として施行されました。働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んでいくことが求められています。

平成27年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、その中では、以下の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて男女共同参画社会の形成の促進を図っていくと記されています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会
また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年施行）については、平成25年の改正で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についてもこの法律が適用されることとなるとともに、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改められ、平成26年1月に施行されました。

(2) 島根県の動き

平成28年3月に「第3次島根県男女共同参画計画」が策定されました。この中では男女が共に、より充実した生活を送るためのワーク・ライフ・バランスの更なる推進や女性が男性とともに個性や能力を十分発揮し、職場や地域においていきいきと活躍できる環境の整備などが施策の柱となっています。この計画は、男女共同参画社会基本法等に基づく男女共同参画計画であるとともに、女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画としても位置づけられています。

平成17年7月に策定された「島根県DV対策基本計画」については、平成28年3月に第3次改定が行われました。配偶者や交際相手からの暴力等の実情やこれまでの取組の中で浮き彫りとなった課題を踏まえ、施策の充実・強化を図ることとしています。

(3) 吉賀町の動き

平成22年3月に「吉賀町男女共同参画計画」を策定しました。計画期間は平成22年4月から平成27年3月までの5年間となっています。計画策定にあたって、平成21年に男女共同参画に関する住民の意識・実態調査※（以下「意識・実態調査」）を実施しました。また、計画の終了年度となる平成26年にも意識・実態調査を実施しました。

※男女共同参画に関する住民の意識と実態調査：町内に居住する満20歳以上の男女800人を対象に行った調査。平成21年7月と平成26年9月に実施している。

3 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく市町村男女共同参画計画であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づく市町村基本計画であり、基本目標Ⅲに係る部分については「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に基づく市町村推進計画として位置づけるものです。
- (2) この計画は、国・県の男女共同参画計画を踏まえて策定するものであり、「吉賀町まちづくり計画」を上位計画とし、吉賀町における男女共同参画社会の実現を図るための施策や目標を示したものです。
- (3) この計画は、行政が主体的に取り組む施策のほか、職域、学校、地域、家庭等社会のあらゆる分野において、連携して取り組むべき内容となっています。

4 計画の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とします。なお、社会・経済情勢や計画の進捗状況に応じて、必要が生じた場合は見直しを行います。

第2章 計画の基本的な考え方

1 吉賀町が目指す男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会とは“男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会”と定義されています。

吉賀町においては、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現し、女性も男性も自らの個性を發揮しながら、いきいきと充実した生活を送ることができる“男女が共に担う地域づくり”を進めていきます。(第2次吉賀町まちづくり計画)

2 計画の基本目標

男女共同参画の推進に向けた施策を総合的、計画的に展開するため、第3次島根県男女共同参画計画や町の実情等を踏まえ基本目標を次のとおり定めました。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成

人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識等の性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成は大きな課題であり、男女共同参画を推進していくうえでの基盤的な施策といえます。

住民の理解を促すための教育及び広報・啓発活動を展開し、男女共同参画に関する認識を広げ、正しい理解の定着に努めていきます。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス※の推進

働きたい女性が仕事と子育て・介護の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)や、パートナーである男性の子育て・介護等への参画の実現が課題となっています。

男女が仕事、家庭生活、地域活動において等しく責任を分かち合いながら、調和の取れた、充実した生活を送ることができるようにするため、これまでの働き方を見直し、改善していくための取組を推進します。

※ワーク・ライフ・バランス:だれもが、仕事、地域活動、個人の自己啓発などの様々な活動を自分が希望するバランスで実現できる状態のこと。多様な働き方や生き方が選択でき、健康で豊かな生活を送ることができる。

基本目標Ⅲ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

急速かつ大幅な人口減少という厳しい現実と直面する中、活力ある地域社会を形成するためには、男女ともに安心して働き、子育てをすることができる地域社会の実現が不可欠です。

将来にわたり活力にあふれた社会を構築するため、女性活躍推進法の趣旨を踏まえながら、社会のあらゆる分野における活動に男女が平等に参画でき、その個性と能力を十分に発揮できるような環境づくりに取り組めます。

基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、その未然防止と被害からの回復の取組を推進し暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を実現していく上で重要な課題です。

男女の個人としての尊厳を確立するため、あらゆる暴力の根絶に努めます。

また、男女がお互いの身体的特質を理解し、支え合いながら生きていけるよう、生涯を通じた健康の保持増進のための環境づくりに努めます。

3 施策の体系

〔吉賀町の将来像〕 自然の恵みに生まれ、人と共に生きる自立発展のまち

〔吉賀町の目標〕 協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくり「男女が共に担う地域づくり」

基本目標(4項目)		重点目標(9項目)		施策の方向性(20項目)	
I	男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成	1	地域における慣行の見直しと意識の改革	(1)	広報・啓発活動の展開
		2	男女共同参画に関する教育・学習の推進	(2)	男女共同参画に関する情報の収集・提供
II	ワーク・ライフ・バランスの推進	3	ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成	(3)	学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進
		4	ワーク・ライフ・バランスの取組支援	(4)	家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進
III	男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現	5	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	(5)	ワーク・ライフ・バランスの理解促進と定着
		6	職場における男女共同参画の推進	(6)	子育てや介護の支援と就業環境の整備
		7	地域・農山村等における男女共同参画の推進	(7)	町の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
IV	個人の尊厳の確立	8	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(8)	企業、団体等における取組の促進
				(9)	人材育成とチャレンジ支援
		9	生涯を通じた男女の健康づくりの推進	(10)	農林業、自営業における男女共同参画の推進
				(11)	地域活動における男女共同参画の推進
15	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護などの推進	(12)	防災対策における男女共同参画の推進		
		(13)	だれもが安心して暮らせる環境の整備		
		(14)	国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進		
16	相談・支援体制の強化及び関係団体との連携	(15)	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護などの推進		
		(16)	相談・支援体制の強化及び関係団体との連携		
		(17)	ハラスメント防止対策の推進		
18	思春期・若年期における健康づくり	(18)	思春期・若年期における健康づくり		
		(19)	妊娠・出産などに関する健康支援		
		(20)	中高年期における健康づくり		

第3章 具体的な取組

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成

●現状と課題

平成26年9月に実施した意識・実態調査の結果によると、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という問いに対して、「そう思わない」もしくは「どちらかといえばそう思わない」の回答が58.9%となっており、平成21年7月に実施した意識・実態調査の結果と比較すると2.2ポイント増加しています。

一方で、「女性は細やかな気配りが、男性はいざというときの決断力が必要」という問いに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合は、平成21年と平成26年に実施した意識・実態調査でいずれも7割を超えています。また、「子育てはやはり母親でなくてはと思う」「家事、介護は女性のほうが向いていると思う」という問いに対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人は6割を超えており、性別を理由とした役割意識を持つ人が依然として多いことが窺えます。

平成26年の意識・実態調査の結果、各分野における男女の地位の平等感では、「男性が優遇されている」と感じている人が、「家庭生活」で55.9%、「職場」で49.3%、「地域活動」で50.0%、「政治の場」では73.0%、「社会通念、慣習、しきたり」では77.0%となっています。「社会全体でみた場合」においても74.0%が「男性が優遇されている」と回答しており、男性の優遇感が強くなっています。

男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画に関する正しい認識と理解の定着が不可欠であり、固定的な性別役割意識の解消にむけ、家庭や地域、学校、職場などさまざまな場面での教育、広報、啓発活動が必要です。

重点目標1 地域における慣行の見直しと意識の改革

地域における慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向け、国や県と連携し、町民をはじめ企業、団体等への広報・啓発活動に努めます。

施策の方向性と具体的な取組

(1) 広報・啓発活動の展開

- ① 職場、家庭、地域における制度・慣行の見直しをするために、研修会や広報活動を行います。(税務住民課)
- ② 企業や事業所及び団体と連携して、慣行の見直しなどについて呼びかけ、意識改革に努めます。(全課)

- ③ 国の男女共同参画週間（6月）や県の男女共同参画月間（6月）等を活用して、広報・啓発活動を展開します。（税務住民課）
 - ④ 町の広報誌やホームページ、CATV等を通じて男女共同参画の理解に向けた広報・啓発活動を行います。（税務住民課）
 - ⑤ メディアからもたらされる情報を男女共同参画と女性の人権尊重の視点で読み解いていく能力（メディア・リテラシー※）を高めるため、さまざまな学習の機会を通して意識啓発に努めます。（税務住民課、教育委員会）
- ※メディア・リテラシー：次の3つを構成要素とする、複合的な能力。1.メディアを主体的に読み解く能力 2.メディアにアクセスし、活用する能力 3.メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的コミュニケーション能力。
- ⑥ 町が作成する刊行物やホームページなどは、男女共同参画の視点を踏まえて作成し、必要に応じて見直しを行います。また、事業所等に対しても同様の働きかけを行うよう努めます。（企画課）

（2）男女共同参画に関する情報の収集・提供

- ① 男女共同参画に関する意識・実態を把握するために調査を実施し、調査結果を公表します。（税務住民課）
- ② 男女共同参画に関する法令・制度・調査・統計情報について町民に向けての周知に努めます。（税務住民課）
- ③ 男女共同参画に関する施策の実施・進捗状況を年度ごとに取りまとめ、年次報告として公表します。（税務住民課）
- ④ 男女共同参画に関する諸外国の状況や国際的な動きについて情報の収集や提供を行います。（税務住民課）

重点目標 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

男女共同参画社会づくりに向けた慣行の見直しや意識の改革に向け、学校や家庭、地域、職場において男女共同参画に関する教育・学習の推進に努めます。

施策の方向性と具体的な取組

（3）学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進

- ① 学校教職員に対して、男女共同参画や男女平等などの理解につながる研修会を実施するよう促します。（教育委員会）

- ② P T Aでの会議及び研修会において、男女共同参画に関する理解を深める内容などを取り入れるよう働きかけます。(教育委員会)
- ③ 公民館職員の研修等に男女共同参画の内容を取り入れ、職員の意識啓発に努めます。(教育委員会)
- ④ 児童・生徒に対して、男女共同参画の視点に立った教育の推進を促します。(教育委員会)
- ⑤ 男女の性別役割分担意識に関わりなく、児童・生徒が主体的に進路選択をできるような指導に努めます。(教育委員会)

(4) 家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進

- ① 公民館等の地域を拠点にした学習や研修活動に、男女共同参画に関する講座を取り入れ意識啓発を図ります。(教育委員会)
- ② 男女が共に家庭生活に参画できるように意識づくりを行うとともに、家事や育児、介護の講座や親子体験活動などの学習の機会を提供します。(税務住民課、保健福祉課、教育委員会)
- ③ 町内における企業や各種団体と連携、協力して男女共同参画に関する意識啓発事業を行い、各種企業や団体主催の講演や研修に男女共同参画の理解を促す内容を取り入れるよう働きかけます。(税務住民課、保健福祉課、企画課、産業課)
- ④ 男女の固定的役割分担意識の是正をするため、家庭や地域で再確認できるよう、毎月第3日曜日は「家庭の日」として、広報等で周知・啓発を図ります。(税務住民課)

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進

●現状と課題

平成26年に実施した意識・実態調査の結果において、「仕事と家庭生活をともに優先」することを希望する人が29.6%となっており、現状についても「仕事と家庭生活をともに優先」している人は27.6%で、いずれも選択項目中最も多くなっています。平成21年に実施した意識・実態調査と比較すると、どちらも6ポイント超増加しています。一方、現状で「仕事を優先」している割合が平成21年の意識・実態調査では19.0%だったのが、平成26年の意識・実態調査では24.0%と、5ポイント増加しています。

女性と仕事に関する考え方については、「子どもができて職業を持つほうがよい」とする人が平成26年の意識・実態調査では45.4%、平成21年の意識・実態調査で44.1%であり、いずれも高い数値を示しています。

女性の働き続けやすさについては、平成26年の意識・実態調査では70.4%の人が「働き続けにくい」と認識しており、その原因として育児施設や介護施設が十分でないことや、不安定な雇用形態が多いことなどが挙げられています。

男女共同参画社会の実現のためには、男女が共に社会のあらゆる活動に参加できることが重要であり、家庭・地域・職場などにおいて男女とも調和のとれた生活を送ることが出来るよう、家庭生活と仕事との両立支援や、誰もが希望に応じた働き方ができるような環境の整備に取り組む必要があります。

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、町民や企業、団体への広報・啓発活動を行います。

施策の方向性と具体的な取組

(5) ワーク・ライフ・バランスの理解促進と定着

- ① ワーク・ライフ・バランスの取組が、企業の生産性や業績の向上、個人生活の充実、さらには地域社会の活性化につながることを、広報誌やリーフレット等を活用して広く住民にPRします。(税務住民課、保健福祉課、企画課、産業課)
- ② 住民や、企業、団体へワーク・ライフ・バランスの理解と促進を図るため、研修会を実施します。(税務住民課、保健福祉課)

重点目標4 ワーク・ライフ・バランスの取組支援

一生を通じて働き続けていくことのできる環境づくりのため、子育て環境の整備や介護支援サービスの充実に取り組むとともに、企業、団体における就業環境の整備に向けた支援に努めます。

施策の方向性と具体的な取組

(6) 子育てや介護の支援と就業環境の整備

<育児・介護休業制度の活用促進>

- ① 事業所が一般事業主行動計画※を策定するための情報提供に努めるとともに、くるみん認定※やこころカンパニー認定※、イクメンプロジェクト※やイクボス※の取り組みの普及、啓発を行います。(保健福祉課)

※一般事業主行動計画:次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

※くるみん認定:一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)の認定(くるみん認定)を受けることができます。より高い水準の取組を行った企業には、プラチナくるみん認定という制度もあります。

※こころカンパニー認定:仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業を「こころカンパニー」として認定し、仕事と子育ての両立が図られる職場環境づくりを推進する島根県の制度です。

※イクメンプロジェクト:社会全体で男性がもっと積極的に育児に関わることができる一大ムーブメントを巻き起こすべく発足したプロジェクト。

※イクボス:職場で共に働く部下、スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の実績も結果を出しつつ、自らが仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)。

- ② 吉賀町子育て応援企業認定制度※の普及を行い、仕事と家庭を両立しながら働ける職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業の支援や啓発に努めます。(保健福祉課)

※吉賀町子育て応援企業制度:仕事と子育ての両立支援や男女が共に働きやすい環境の整備など、仕事と子育ての両立推進に関する取組を進める企業を町が認定する制度。

- ③ 男性の育児・介護休業制度の取得促進について啓発を進めます。(保健福祉課)
- ④ 関係機関と連携して、男女ともに介護の実践力をつけることができる講習会等を開催します。(保健福祉課)

<子育て環境の整備>

- ⑤ 吉賀町子ども子育て支援事業計画に基づいて、家庭・行政・関係機関が一体となって子育てを進めるネットワーク体制の構築を図ります。(保健福祉課)
- ⑥ 妊娠・出産(不妊を含む)及び子育ての悩みに迅速・的確に対応できるよう相談体制の充実を図るとともに、保護者同士の仲間作りを支援するため、子育て世代包括支援センター(ぴよぴよ)や子育て交流サロンの活動を推進します。(保健福祉課)

- ⑦ 就業形態の多様化に対応した保育サービス及び介護サービスの充実に努めます。(保健福祉課)
- ⑧ 子育てと就労の両立支援及び児童の健全育成を図るため、県と連携して放課後児童クラブの施設設備を強化するとともに、遊休の公共施設等を利用して遊びや生活の場の提供に努めます。(保健福祉課)
- ⑨ 延長保育・夜間保育・特定保育・病後児保育については、ニーズの把握等を行い事業化できるよう検討します。(保健福祉課)
- ⑩ 幼い子どもたちが安心して遊べる公園などの環境整備や、乳児を連れて利用できる公的施設の充実に目指し、授乳室などの設置を検討します。(保健福祉課)

<医療・介護サービスの充実>

- ⑪ いきいき 21 吉賀町健康づくり計画、吉賀町地域医療計画、吉賀町子ども子育て支援事業計画、吉賀町高齢者いきいきまちづくり計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）、吉賀町障がい者計画を基本に、保健・医療・福祉サービスの充実に努めます。(保健福祉課)
- ⑫ 在宅医療・介護を地域で支えるネットワークの充実を図るため地域包括ケアシステム構築に向けた啓発活動を進めます。また、ケアマネジメントの取組と連携し、サービスの充実に努めます。(保健福祉課)

基本目標Ⅲ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

●現状と課題

町の審議会等における女性の委員割合は平成29年4月1日現在25.0%で、計画策定時となる平成21年度の27.5%に比べると1.8ポイント減少しています。女性がいない審議会もあることから、さらに女性の参画を進めていく必要があります。

また、町職員の管理職における女性の人数は、平成29年4月1日現在1人となっており、平成21年度の0人から増加しています。

平成22年度の国勢調査によると、吉賀町の農林業従事者に占める女性の割合は38.5%となっており、女性が担う役割は少なくありません。一方で、農業委員をはじめ、役員に占める女性の割合は依然として低い状況です。農林業における政策・方針決定過程への女性の参画はもとより、女性の経済的地位の向上や、農業経営への女性の参画を促進していく必要があります。

町の防災対策については、女性の意見を反映した取組がまだ十分とはいえません。平常時から男女共同参画の視点を取り入れ、災害対策を考えていくことが求められます。

高齢者や障がい者が安心して日常生活を送るためには、社会や地域の支えが必要です。また、高齢者の介護や障がい者の対応は、家族の中でも女性が担うケースが多く、女性が負担を感じる場合も少なくありません。

ひとり親家庭は、生計のみならず家事、育児等の全てを大人一人が担い、家計や生活環境は厳しい状況にあります。

国際化の進展に伴い、町内に在住する外国人も増加しています。外国人は言葉や文化の違いにより孤立しやすく、特に外国人女性は加えて女性であることにより更に困難な状況に直面することも考えられます。

様々な困難な状況に置かれている女性達が安心して暮らせる環境づくりが求められています。

重点目標5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

行政、企業、団体等における政策・方針決定過程への男女の参画を推進するため、町における審議会等への女性の参画や女性職員の登用に努めます。また、企業、団体等においても女性の参画が促進されるよう取り組んでいきます。

施策の方向性と具体的な取組

(7) 町の政策・方針決定過程への女性の参画の推進

- ① 町が新たに策定・実施する制度や施策については、男女共同参画社会の形成に配慮するとともに、現行の制度・施策についても、男女共同参画の視点で点検し、固定的な性別役割分担の助長など問題があるものについては見直しを進めます。(全課)
- ② 町政や議会、審議会等に関する情報開示、公募委員の情報提供等を行い、女性の参画が

より積極的に期待される分野への登用を推進します。(全課)

- ③ 町の政策や方針決定を行う審議会等への女性委員の積極的登用と女性委員のいない審議会の解消を目指します。(全課)
- ④ 町職員における女性管理職が1人を下回らないように努めるとともに、更なる登用率の向上に努めます。(総務課)
- ⑤ 女性管理職の登用に向けて様々な職務が経験できるような機会の提供に努め、職種による男女比の偏りの解消に向けて、男女共に職域の拡大を図ります。(総務課)
- ⑥ 女性管理職の登用に向けて職員の能力開発を行うとともに、固定的な役割分担意識を改めるための職員研修や意識啓発を充実します。(総務課)

(8) 企業、団体等における取組の促進

- ① 町内の企業や事業所、商工・農林業関連団体等において女性の少ない職場や職種への配属を積極的に進め、職域を拡充・拡大できるよう働きかけます。(企画課、産業課)
- ② 各種団体や地域運営への女性の参画を進めるため、役員に女性を登用するよう働きかけるとともに、企業経営者の意識改革を進めるために啓発活動を行うよう努めます。(企画課、産業課)
- ③ 働く女性が増加する中、職場において能力を十分発揮し、労働者とその評価を実感できるよう職域拡大、人材登用のためのポジティブアクション※の理解・普及に向けた啓発活動を行います。(企画課、産業課)

※ポジティブアクション:積極的改善措置。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

- ④ 町内の各団体や地域自主組織及び自治組織役員体制において、男女対等な参画について広報・啓発に努めます。(全課)
- ⑤ 女性の進出が低い分野について、女性が積極的に参画できるよう、職域拡大等について企業や各種団体への情報提供や啓発に努めます。(全課)
- ⑥ 女性が能力を十分発揮できるような環境の整備に取り組む企業や団体を支援するため、県等が実施する、女性の活躍推進や一般事業主行動計画※の策定に関するセミナーやアドバイザー派遣等の情報提供や参加の呼びかけを実施します。(税務住民課)

※一般事業主行動計画:民間企業等が、社内における女性の活躍の推進のために、自社の女性の活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情についての分析を踏まえた上で策定することとされた行動計画。計画期間、数値目標、取組内容、実施時期などを盛り込むこととされている。常時雇用する労働者が、301人以上の事業主に対しては策定が義務付けられている。

重点目標 6 職場における男女共同参画の推進

職場において、意欲のある女性が男性と共にその能力や創造性を存分に発揮しながら、自分自身の経験や実績を生かして活躍し続けることのできる環境づくりに取り組みます。

施策の方向性と具体的な取組

(9) 人材育成とチャレンジ支援

- ① (公財) しまね女性センターなどで行われる人材育成に関する各種講座及び各種学校、企業、商工会、農林業関係団体等における女性の職業能力開発や技術取得向上に関する研修会等への積極的な参加を働きかけ、人材の育成に努めます。(税務住民課、企画課、産業課)
- ② 男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知と普及に努めます。(税務住民課、保健福祉課)
- ③ 再就職希望者への支援のため、県や公共職業安定所と連携を図りながら情報の提供に努めます。(企画課)
- ④ 関係機関と連携して、女性起業家育成のための各種支援制度や起業家育成講座、相談窓口などについての情報提供に努めます。(企画課、産業課)
- ⑤ 様々な分野で働く女性を対象にした女性リーダーの育成やキャリアアップのためのセミナー及び相談に関する情報提供や参加の呼びかけを行うとともに、町の主催で女性活躍推進に関するセミナーを開催します。(税務住民課)

重点目標 7 地域・農山村等における男女共同参画の推進

農林業等における女性の参画を進め、女性の経済的地位向上や女性が住みやすく働きやすい環境づくりに取り組むとともに、身近な暮らしの場である地域社会において、男女がともに支えあいながら、安心して暮らせる環境づくりに努めます。

施策の方向性と具体的な取組

(10) 農林業、自営業における男女共同参画の推進

- ① 女性の社会参画と農山村の女性の働きや貢献を正しく認識し、適正な評価を進め、女性の能力を發揮できるよう、「農山漁村女性の日[※]」などを通して普及・啓発に努めます。(産業課、税務住民課)

※ 農山漁村女性の日：農山漁村の女性たちが果たしている役割を正しく認識するとともに、女性の能力を一層發揮するための環境づくりを目指して農林水産省が提唱するもの。3つの能力(知恵・技・経験)をトータル(10)に發揮して欲しいという願いをこめ3月10日となりました。

- ② 農業経営世帯が家族経営協定[※]の必要性について理解を深めるために、家族農業経営世帯

に普及・啓発を行います。(産業課、税務住民課)

※家族経営協定:家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

- ③ 商工農林業及びサービス業などの自営業で働く女性の労働環境整備や地位向上に向けての意識啓発や起業を目指す女性などに対する情報提供や各種活動支援に努めます。(産業課)
- ④ 商工農林業・自営業に従事する人が、男女とも性別役割分担意識を解消するために、意識啓発のための学習会、研修会の機会を提供します。(産業課)

(1 1) 地域活動における男女共同参画の推進

- ① 島根県男女共同参画サポーター※等をはじめとする地域リーダーとの協力・連携を図り、地域リーダー主体の活動の支援を行います。(税務住民課、企画課)

※島根県男女共同参画サポーター:県内各地域の男女共同参画に向けた気運を醸成するため、県や市町村等と連携して地域で啓発活動等を行う人材。
- ② 町内のボランティアやNPO法人の活動を支援するため、情報の収集や情報提供を行うとともに、活動を担うリーダーの人材の育成に努めます。(企画課、保健福祉課、税務住民課)
- ③ 既存のグループや団体などの自主性を大切にしながら、グループがお互いに協力して活動ができるようネットワークづくりを進めます。(税務住民課)
- ④ 男女共同参画についての情報提供を行い、公民館等で実施される研修会等で「男女共同参画」の視点を取り入れるよう働きかけます。(教育委員会)
- ⑤ 公益信託しまね女性ファンド※の活用を通じた地域における男女共同参画の取組を活性化させるため、情報提供に努めます。(税務住民課)

※公益信託しまね女性ファンド:女性が中心となって活動している団体やグループに対して男女共同参画社会づくりや地域づくりなどに向けた活動について、その所要経費の一部を助成する制度。

- ⑥ 地球環境問題への取組に対して、男女が共に参画できるように促します。(税務住民課)

(1 2) 防災対策における男女共同参画の推進

- ① 避難場所等で弱者に配慮した相談窓口等の設置について、県、防災機関等と協力して進めます。また、避難所において、運営に女性が参画し、女性に必要な配慮が行われるよう努めます。(総務課)

- ② 自主防災組織や町の防災会議等の方針決定の場において女性の参画を進め、女性の意見が反映されるよう働きかけます。(総務課)
- ③ 町が実施する防災講座に男女共同参画の視点を取り入れるよう努めます。(総務課)

(13) だれもが安心して暮らせる環境の整備

<高齢者・障がい者>

- ① いきいき 21 吉賀町健康づくり計画、吉賀町地域医療計画、吉賀町子ども子育て支援事業計画、吉賀町高齢者いきいきまちづくり計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）、吉賀町障がい者計画を基本に、保健・医療・福祉サービスの充実に努めます。
(再掲 (6) ⑪) (保健福祉課)
 - ② 男女が共同して家庭介護に取り組みやすくなるよう、在宅医療・介護サービスの充実に努めます。(保健福祉課)
 - ③ 関係機関と連携し、朗読・手話・点訳など男女共にボランティアの出来る人材の養成を図ります。(保健福祉課)
 - ④ 歩行者や自転車・車椅子利用者の安全確保に努めるよう取り組みます。(保健福祉課)
 - ⑤ 誰もが安全・快適な生活が送られるよう住環境の整備を進めます。(保健福祉課)
 - ⑥ ノーマライゼーション※の確立を図るとともに社会参加の拡大に努めます。(保健福祉課)
- ※ノーマライゼーション:すべての人を幸福にするという福祉の基本理念のもとに、障がいの有る無しに関わらず、同じ条件で生活を送ることができる成熟した社会に改善していこうという営みのすべてをいう。
- ⑦ 高齢者等の持つ豊富な経験と知恵、技術が男女共に積極的に生かせる高齢者の活躍の場を提供します。(保健福祉課)
 - ⑧ 男女共同参画の視点で高齢者福祉や障がい者福祉に関する相談体制を充実し、相談窓口の周知を図ります。(保健福祉課)

<ひとり親・生活困窮者>

- ① 父子・母子家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、就労相談・援助等の施策とともに、国等の制度の詳細や仕組みについて、積極的に周知するよう取り組みます。(保健福祉課)
- ② 生活に困窮するすべての人に対し、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度などによって、包括的かつ継続的な支援が行われ、就労による自立や早期の生活再建が図られるよう、体制の充実に努めます。(保健福祉課)

(14) 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画に関する諸外国の状況や国際的な動きについて情報の収集や提供を行います。(再掲 (2) ④) (税務住民課)
- ② 町内在住の外国人が快適に過ごせるよう情報の提供と相談体制 (女性を対象とした相談を含む) の充実に努めます。(税務住民課、企画課)
- ① 異文化理解のための交流事業の実施などで住民レベルの国際交流が進むよう努めます。(税務住民課、企画課)

基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立

●現状と課題

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、すべての人が差別を受けることなく、人権を尊重されて生きる権利を保障しています。個人の尊厳の確立なくしては、男女共同参画社会の実現はありえません。

平成26年に実施した意識・実態調査では、「直接セクシャル・ハラスメント※を経験したことがある」または「自分のまわりに経験した人がいる」と答えた人は、20.4%、「直接ドメスティック・バイオレンス(DV)※を経験したことがある」または「自分のまわりに経験した人がいる」と答えた人は、19.4%となっています。

DVやセクシャル・ハラスメントは、重大な人権侵害であるにもかかわらず、周囲からの発見が困難であり、被害者本人が被害の届出に消極的になるなど、潜在化、深刻化しがちです。

個人の人権を著しく侵害し、その自立や自由な活動を妨げる暴力の根絶のために、引き続き未然防止や若年期からの予防啓発を図るとともに、被害者の保護、支援に取り組む必要があります。

※セクシャル・ハラスメント:継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こりえるものである。

※ドメスティック・バイオレンス(DV):配偶者やパートナー等親密な関係にある者からふるわれる身体的・精神的・性的な暴力。

重点目標8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

DVや性犯罪など、個人の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進します。

施策の方向性と具体的な取組

(15) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護などの推進

- ① DV、セクシャル・ハラスメント、性犯罪、売買春など女性に対する暴力根絶に向け、研修会・講座・広報を通じ意識啓発を積極的に行います。(保健福祉課)
- ② 若い世代における暴力の問題(デートDV等)に対処するため、高校生等青少年に対する啓発活動を進めます。(保健福祉課、教育委員会)
- ③ 売春への対策と買春からの女性の保護について、関係機関との連携により未然防止を図るとともに、必要な支援を行います。(保健福祉課)
- ④ ストーカー行為に厳正に対処するため、関係諸機関との連携により被害者の支援及び保護に努めます。(保健福祉課)

(16) 相談・支援体制の強化及び関係団体との連携

- ① 関係機関と連携して、町職員・学校教職員や民間諸団体に対しDV等の研修会を実施するよう努めます。(総務課、教育委員会、保健福祉課)
- ② 島根県女性相談センター等の関係機関と連携して、一時保護等被害者の立場に立った対応が適切かつ迅速にできるよう相談窓口の整備に努めます。(保健福祉課)
- ③ 児童虐待防止などを含めた子育てや児童福祉などに関する相談、支援体制の整備の充実に努めるよう努めます。(保健福祉課)
- ④ 行政機関等相談担当者ネットワーク会議等との連携を図り、相談体制の充実に努めます。(保健福祉課)
- ⑤ 県や関係機関との連携により、被害者に対する適切な情報提供及び支援に努めます。(保健福祉課)
- ⑥ 子どもの就学等総合的な支援のためにも住民票の取扱いや健康保険証の交付について配慮します。(教育委員会、税務住民課、保健福祉課)
- ⑦ 県や関係機関との連携により、一時保護先(シェルター)の確保に努めます。(保健福祉課)
- ⑧ 公営住宅の入居において被害者等の住居の安定確保のために優先入居を進め、早期自立の支援に努めます。(税務住民課)

(17) ハラスメント防止対策の推進

- ① DV、セクシャル・ハラスメント、性犯罪、売買春など女性に対する暴力根絶にむけ、研修会・講座・広報を通じ意識啓発を積極的に行います。(再掲(15)①)(保健福祉課)
- ② 職場でのセクシャル・ハラスメント防止のための情報提供や研修・啓発活動の推進を企業に向けて働きかけます。(保健福祉課、税務住民課、総務課、企画課)

重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

男女がお互いの身体的特質を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持ちながら、健康で自立した生活を送ることは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。男女がお互いの心身及び健康について理解を深めつつ、生涯にわたり健康で過ごせるよう支援します。

施策の方向性と具体的な取組

(18) 思春期・若年期における健康づくり

- ① 人権尊重・男女平等の精神に基づいた性に関する正しい理解を深め、性の尊さや人権とのかかわりについて学年に応じた学習をする機会がもてるよう努めます。(教育委員会)
- ② 成人男女を対象に、人権尊重・男女平等の精神に基づいた性に関する正しい理解を深め、性の尊さや人権とのかかわりについて学習する機会の充実を図ります。(保健福祉課)
- ③ 喫煙による健康被害や妊娠中の喫煙による健康への影響などについての学習を推進します。(保健福祉課)
- ④ HIV等の感染症は、生涯を通じて健康を脅かす危険があることから、正しい知識の普及啓発にむけ情報提供をし、意識啓発に努めます。(保健福祉課)
- ⑤ 薬物の乱用による健康被害など、正しい知識の普及に向けた啓発活動に努めます。(保健福祉課)

(19) 妊娠・出産などに関する健康支援

- ① 妊婦健康診査を継続して実施し、異常の早期発見と早期治療を促し、安全な出産の確保に努めます。(保健福祉課)
- ② 妊娠・出産（不妊を含む）及び子育ての悩みに迅速・的確に対応できるよう相談事業の充実を図るとともに、保護者同士の仲間作りを支援するため、子育て交流サロンや子育て世代包括支援センター（びよびよ）の活動を推進します。(再掲(6)⑥)(保健福祉課)
- ③ 女性の健康は妊娠、出産などと深く関わっており、女性固有の健康上の問題があることについて認識を高めるため、学校教育現場などにおいてもリプロダクティブ・ヘルス／ライツ※に関する意識の普及と啓発活動を進めます。(保健福祉課)

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ:性と生殖に関する健康と権利。平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要なひとつとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

- ④ 働く女性の妊娠・出産に関する保護と不利益取扱いの禁止について、企業等への周知と普及に努めます。(保健福祉課、企画課)

(20) 中高年期における健康づくり

- ① いきいき21吉賀町健康づくり計画や高齢者いきいきまちづくり計画に基づいて介護予防の推進に努めます。(保健福祉課)

- ② 健康に関する相談体制を充実させるとともに、健康教育を積極的に行い、健康長寿への取組を推進します。(保健福祉課)
- ③ 女性に特有な乳がんや子宮がんなどの早期発見のため、がん検診の受診啓発に努めます。特に子宮頸がんは比較的若い女性に多く見られることから、若いうちから検診を受けるよう働きかけます。また、検診の場や受診時間の拡大など、受診しやすい体制づくりに努めます。(保健福祉課)
- ④ 高齢期(65歳以上)男性に多い自死をはじめ、働き盛りの壮年期(40~64歳)に多いがん、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の予防に向けて、職域などへの啓発に努めます。(保健福祉課)
- ⑤ 受動喫煙の問題について啓発し、家庭や職場における禁煙や分煙の取組を進めるとともに、空気のきれいな施設や乗り物の登録事業※やたばこの煙のない飲食店※の拡大に努めます。(保健福祉課)
- ※空気のきれいな施設や乗り物の登録事業:受動喫煙対策を推進することを目的に、益田圏域で終日禁煙や分煙などの受動喫煙対策に取り組んでいる施設や乗り物を登録し広く情報提供する制度。
- ※たばこの煙のない飲食店:島根県で、平成16年2月に策定された「島根県たばこ対策指針」に基づいて創設された、たばこの煙のない飲食店の登録制度。
- ⑥ 生活習慣病予防を進めるための環境づくりのひとつとして、健康づくり応援店※の拡大に努めます。(保健福祉課)
- ※健康づくり応援店(外食栄養成分表示店):健康長寿しまね推進会議・島根県が実施する、健康づくりをサポートするお店の登録制度。
- ⑦ 一生自分の歯で、美味しく楽しい食生活が送られるよう「8020」運動を推進します。(保健福祉課)

第4章 計画の推進

1 町を挙げての取組

男女共同参画社会を実現するためには、町民一人ひとりが男女共同参画を自らの課題としてとらえ、家庭、職場、地域、学校など、社会のあらゆる場面で主体的に取り組むことが大切です。このため、関係団体、企業などと連携し、一体となって取組を推進します。

2 庁内推進体制の充実

男女共同参画社会を実現するためには、全庁的な取組が不可欠です。そのために、「吉賀町男女共同参画推進庁内会議」において情報の共有と連携を図り、諸施策の効果的な推進を図ります。

3 関係機関、民間団体との連携

町内各種団体と相互の連携を図り推進します。また、島根県、(財)しまね女性センターや、近隣市町村との情報交換と連携を図ります。

4 計画の進行管理

計画の達成に向け、関係する各課が連携して諸施策を推進し、計画の実施状況について年次でまとめ、評価を行います。

5 数値目標

基本 目標		項 目	現状値	目標値 H34 年度	担当課
I	1	広報等による啓発の実施回数	その都度	年 4 回	税務住民課 企画課
	2	男女共同参画に関する学習会、講演会開催回数	1 回 (H28 年度実績)	年 1 回	税務住民課 教育委員会
	3	固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合 (注 1)	58.9% (H26)	70%	税務住民課
	4	男女の地位が平等だと思う人の割合 (7 分野平均) (注 2)	33.1% (H26)	40%	税務住民課
	5	学校教職員に対する男女共同参画に関する研修会実施数	0 (H28 年度実績)	年 1 回	教育委員会
	6	家庭参画の意識づけを行う学習の機会	4 回 (H28 年度実績)	5 公民館 年 2 回以上	教育委員会
II	再掲	固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合	58.9% (H26)	70%	税務住民課
	7	町の男性職員の育児休業取得者の割合 (注 3)	0% (H28 年度実績)	30%	総務課
	8	吉賀町子育て応援企業認定制度の認定企業数	2 社 (H29. 9. 1)	10 社	保健福祉課
	9	特定保育・病後児保育を実施している施設数	2 施設 (H29. 10. 1)	2 施設	保健福祉課
III	10	町の審議会等への女性の参画率 (注 4)	25.0% (H29. 4. 1)	35%	総務課
	11	女性の委員がない審議会等の数 (注 5)	5 審議会 (H29. 4. 1)	2 審議会	総務課
	12	町職員の管理職に占める女性の割合	10% (H29. 4. 1)	30%	総務課
	13	家族経営協定締結数	3 戸 (H29. 9. 1)	5 戸	産業課
	14	女性の認定農業者数	0 人 (H29. 9. 1)	1 人	産業課
	15	女性の農業委員会委員の人数	1 人 (H29. 4. 1)	2 人	産業課
	16	消防団員に占める女性割合	8.9% (H29. 4. 1)	13.5%	総務課

	17	人材育成に関する各種講座や研修会の情報提供回数	0 (H28年度実績)	その都度	税務住民課 企画課
	18	男女雇用機会均等法を知っている人の割合 (注6)	39.1% (H21)	50%	税務住民課
	19	女性活躍に関するセミナーの開催回数	0回 (H28年度実績)	年1回	税務住民課
	20	朗読・手話のボランティア登録者数	8人 (H29.10.1)	10人	保健福祉課
	21	町内ボランティアの登録者数(注7)	245人 (H29.10.1)	300人	保健福祉課
IV	22	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の認知度(注8)	22% (H26)	90%	保健福祉課
	23	特定健康診査受診率(注9)	47.1% (H28年度実績)	60%	保健福祉課
	24	喫煙による健康被害について学習をした学校数(注10)	10校 (H28年度実績)	10校	保健福祉課
	25	HIV/エイズについて学習した学校数(注11)	8校 (H28年度実績)	10校	教育委員会
	26	健康づくり応援店の数	16店舗 (H29.10.1)	全店舗	保健福祉課
	27	「空気のきれいな施設や乗り物の登録事業」 「たばこの煙のない飲食店」登録施設数	87施設 (H29.8月)	100施設	保健福祉課

(注1)：意識・実態調査において、「男は外で働き女は家庭をまもる」という固定的な性別の役割分担の考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合

(注2)：7分野とは、「家庭」、「職場」、「学校教育」、「政治の場」、「法律や制度上」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「地域活動」のこと。意識・実態調査において、分野ごとに男女の地位の平等感について調査。

(注3)：対象となる職員に占める育児休業の取得割合

(注4)：対象となる審議会等は、地方自治法第180条の5に基づく委員会等及び地方自治法第202条の3に基づく審議会等

(注5)：(注4)に同じ

(注6)：意識・実態調査において「知っている」と回答した人の割合(H26意識・実態調査において、調査項目がなかったため、現状値はH21意識・実態調査の数値を使用)

(注7)：社会福祉協議会への登録者数

(注8)：意識・実態調査において「知っている」と答えた人の割合

(注9)：吉賀町国民健康保険被保険者にかかる受診率

(注10)：町内小中学校9校、高等学校1校

(注11)：(注10)に同じ

【参考資料】

・ 吉賀町男女共同参画計画策定委員名簿

氏名	団体名	備考
寺戸 孝臣	人権擁護委員	委員長
河野 睦美	吉賀町保健福祉課	副委員長
吉村 恵二	吉賀町社会福祉協議会	
三河 保子	吉賀町民生児童委員	
松前 享司	吉賀町商工会	
河内 美登里	吉賀町職員組合・吉賀地区労働組合	
羽多尾 ミサノ	吉賀町連合婦人会	
本廣 順保	公民館長	
江谷 英幸	吉賀町教育委員会	
石村 菊夫	島根県男女共同参画サポーター	
齋藤 弘子	島根県男女共同参画サポーター	

・ 吉賀町男女共同参画推進庁内会議名簿

氏名	職名	備考
中谷 勝	町長	～H29. 10. 29
岩本 一巳	町長	H29. 10. 30～
岩本 一巳	副町長	～H29. 6. 30
赤松 寿志	副町長	H30. 1. 1～
青木 一富	教育委員会教育長	
水落 裕之	議会事務局長	
光長 勉	教育次長	
中林 知代枝	出納室長	
赤松 寿志	総務課長	～H29. 12. 31
野村 幸二	総務課長	H30. 1. 1～
深川 仁志	企画課長	
齋藤 明久	税務住民課長（兼）六日市地域振興室長	
永田 英樹	保健福祉課長（兼）福祉事務所長	
山本 秀夫	産業課長	
早川 貢一	建設水道課長	
大庭 克彦	柿木地域振興室長	

・ 吉賀町男女共同参画計画策定委員会事務局名簿

氏名	職名	備考
齋藤 明久	税務住民課長	
野村 一恵	主幹	

• 吉賀町男女共同参画計画策定経過

年月日	会議名	内容
平成 29 年 9 月 1 日	第 1 回吉賀町男女共同参画推進庁内会議	・ 第 2 次計画の素案について
平成 29 年 10 月 11 日	第 1 回吉賀町男女共同参画計画策定委員会	・ 委員委嘱 ・ 第 2 次計画の策定について
平成 29 年 11 月 29 日	第 2 回吉賀町男女共同参画計画策定委員会	・ 第 2 次計画の内容協議
平成 29 年 12 月 11 日	第 2 回吉賀町男女共同参画推進庁内会議	・ 経過報告 ・ パブリックコメントの実施について
平成 29 年 12 月 18 日	第 1 回吉賀町男女共同参画推進委員会	・ 経過報告 ・ 推進委員会の役割確認
平成 30 年 2 月 19 日	第 3 回吉賀町男女共同参画計画策定委員会	・ パブリックコメントの実施結果について ・ 第 2 次計画最終確認

・男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに

当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べ

ること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関

する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割

合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍

の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれ

らの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び

同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二十九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条—第五条)

第三章 被害者の保護 (第六条—第九条の二)

第四章 保護命令 (第十条—第二十二條)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受

けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）

を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正）

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

（平一六法六四・追加）

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。

以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住

居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的^{しゅう}羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居

を除く。以下この項において同じ。) その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知られないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる

事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄

に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

（平二五法七二・追加）

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（平二五法七二・一部改正）

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

（平一六法六四・平二五法七二・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（平一六法六四・一部改正）

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

・島根県男女共同参画推進条例

平成14年3月26日

島根県条例第16号

島根県男女共同参画推進条例をここに公布する。

島根県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条—第10条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第11条—第21条）

第4章 島根県男女共同参画審議会（第22条—第26条）

第5章 雑則（第27条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。男女平等の実現に向けた取組は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸として、国際的な取組と連動して展開されてきた。

島根県においては、国際社会や国の動向を踏まえて男女平等の実現に向けて様々な取組を進めてきた。しかしながら、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが根強く残っており、とりわけ、職場、家庭、地域社会においては、男女の平等が充分には実現されていない状況にある。

このような状況の中、少子高齢化の一段の進行をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある島根県を築くためには、農山漁村が多く存在する本県の地域性にも配慮しつつ様々な取組を一層進めることにより、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会を実現することが、最重要課題である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、県民、事業者が共通理解の下、相互に連携協力してその取組を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野にお

ける活動に参画し、ともに責任を担うことをいう。

- 2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 3 この条例において「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動によって相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）が根絶されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないように配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。
 - 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。
 - 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行われなければならない。
 - 5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携及び協力して取り組むものとする。
 - 4 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。
- 2 県民は、基本理念についての理解を深め、男女の性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すように努めなければならない。

3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第7条 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。

2 県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に関する技術的な助言を行うことができる。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) 男女間における暴力的行為

(被害者の保護等)

第9条 県は、配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者（過去においてこれらの関係にあった者を含む。）からの前条第3号に掲げる行為による被害を受けた者（以下この条において「被害者」という。）に対し、適切な助言、施設への一時的な入所による保護その他の必要な支援を行うものとする。

2 前項の規定により被害者が一時的に入所するための施設として知事が別に定める施設の長は、前条第3号に掲げる行為が当該施設に入所している被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他当該被害者を保護するために必要があると認めるときは、当該施設に入所している被害者からの申出により、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 当該被害者に対し前条第3号に掲げる行為を行った者（次号において「加害者」という。）に対し、当該被害者の存在を秘匿すること。
- (2) 加害者に対し、当該被害者との面会及び交渉を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力的行為を助長する表現を用いないように努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画の策定等)

第11条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するに当たっては、あらかじめ

め、広く県民の意見を反映させるよう努めるとともに、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育)

第13条 県は、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重を基盤とした個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識が育つよう必要な施策の実施に努めるものとする。

(農山漁村における男女共同参画の推進)

第14条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、事業経営及びこれに関連する活動並びに地域社会における活動に参画する機会を確保するため、必要な施策の実施に努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第15条 県は、県民及び事業者が基本理念に関する理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第16条 県は、県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第20条 知事は、県が実施する施策に関する、男女共同参画についての県民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく処理に当たっては、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対し、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

(年次報告)

第21条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をとりまとめ、公表す

るものとする。

第4章 島根県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第22条 次に掲げる事務を行うため、島根県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第11条及び第20条第2項によりその権限に属させられた事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。この場合において、第2号に掲げるものについては、4名以内とする。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公募に応じた者
- 4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。
- 5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第25条 審議会は、必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 専門の事項を調査審議するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、知事が任命する。
- 4 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項及び第2項の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第24条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

(島根県立女性総合センター条例の一部改正)

- 3 島根県立女性総合センター条例（平成11年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略